

V 食育サポート運営委員会

1. 西九州大学食育サポート運営委員会規程

(設置)

第1条 食と福祉の分野が融合した食育に関する教育・研究を推進するとともに、食育支援による地域貢献を総合的、効果的に推進するため、西九州大学食育サポート運営委員会（以下「委員会」という。を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 食育サポートセンターの運営に関する事項
- (2) 食育に関する教育・研究の総合的企画・調整、推進、評価に関する事項
- (3) 食育推進に関する相談窓口、指導者研修、情報収集・発信に関する事項
- (4) その他食育支援のために必要な事項

(構成)

第3条 委員会は次の各号に定める者を以って構成する。

- (1) 健康栄養学部長
- (2) 健康栄養学科以外の学科から選出された専任教員各1名とする
- (3) 事務局長

(委員の任期)

第4条 前条第2号及び第3号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、健康栄養学部長とし、委員会の議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が委員長の職務を代行する。

(会議の開催及び議決)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、又は過半数の委員から要請があったときに、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(部会等)

第7条 学生や地域諸団体との連絡を密にし、委員会活動を円滑にするため、第3条に定める委員以外の者を加えた部会等を置くことができる。

2 前項の部会等の名称、構成及び運営等については、委員会の議決を経て委員長が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、センター事務室が処理する。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附則（平成18年5月18日）

- 1 この規程は、平成18年5月18日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に選出される第3条第2号に規定する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附則（平成18年10月12日）

この規程は、平成18年10月12日から施行する。

附則（平成19年6月21日）

- 1 この規程は、平成19年6月21日から施行する。
- 2 リハビリテーション学部から選出された委員については、平成22年3月31日までの間、この規程による改正後の第3条第3号に規定する「専任教員3名程度」とあるのは、「専任教員3名以内程度」と読み替えるものとする。
- 3 リハビリテーション学部から最初に選出された第3条第3号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附則（平成21年2月26日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成19年6月21日付け、附則2は平成21年3月31日付けで廃止する。

附則（平成26年2月13日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年10月19日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2. 食育サポート運営委員会委員名簿

| 職名 | 氏名 | 任期 | 備考 |
|----------------|-------|-------------------|-------------|
| 学部長 | 石松 秀 | H29.4.1~H30.3.31 | 委員長 |
| 教授 | 眞田 英進 | 〃 | 心理カウンセリング学科 |
| 准教授 | 副島 順子 | 〃 | 健康栄養学科 |
| 〃 | 江口 賀子 | 〃 | 社会福祉学科 |
| 〃 | 田中 麻里 | 〃 | 子ども学科 |
| 講師 | 船元 智子 | 〃 | 健康栄養学科 |
| 〃 | 甲木 秀典 | 〃 | スポーツ健康福祉学科 |
| 助教 | 満丸 望 | 〃 | リハビリテーション学科 |
| 事務局長 | 姉川 博幸 | 〃 | |
| センター事務室 事務長 | 中島 哲男 | 〃 | |
| 非常勤職員 | 野中 千尋 | H29.4.10~H30.3.31 | |

3. 運営委員会議事録

| 回 | 開催日 | 審議事項 |
|-----|---|--|
| 第1回 | 平成 29 年 9 月 6 日 (水) (出席者数 8 名) 【合同会議】 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 活動報告 (あすなる隊隊員数・教材貸出状況) 2. 今後のあすなる隊活動予定について 3. << 検討事項 >> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県と西九州大学の協定に基づいた食育推進交流会の継続 ・あすなる隊などの依頼に基づくボランティア活動の受け手 ・食育サポートセンターとしての自発的活動の今後について 4. その他 平成 30 年度事業計画・予算案について |

4. 食育サポート運営委員会作業部会名簿

| 職名 | 氏名 |
|-----------|---------|
| 学 部 長 | 石 松 秀 |
| 教 授 | 林 眞知子 |
| 〃 | 古 賀 浩 二 |
| 〃 | 安 田 みどり |
| 准 教 授 | 江 口 昭 彦 |
| 〃 | 副 島 順 子 |
| 〃 | 堀 田 徳 子 |
| 講 師 | 船 元 智 子 |
| 助 手 | 久 富 裕 子 |
| 〃 | 江 原 徳 美 |
| 非 常 勤 職 員 | 野 中 千 尋 |

5. 作業部会議事録

| 回 | 開催日 | 審議事項 |
|-------|---|--|
| 第 1 回 | 平成 29 年 4 月 27 日 (木) (出席者 8 名) | 1. 平成 29 年度食育サポート運営委員会 作業部会委員について 2. 平成 28 年度の活動報告について 3. 平成 29 年度の年間計画について 4. 平成 29 年度アクションプログラムについて 5. その他 |
| 第 2 回 | 平成 29 年 9 月 6 日 (水) (出席者数 8 名) 【合同会議】 | 1. 活動報告 (あすなる隊隊員数・教材貸出状況) 2. 今後のあすなる隊活動予定について 3. <<検討事項>> ・佐賀県と西九州大学の協定に基づいた食育 推進交流会の継続 ・あすなる隊などの依頼に基づくボランティア 活動の受け手 ・食育サポートセンターとしての自発的活動 の今後について 4. その他 平成 30 年度事業計画・予算案について |
| 第 3 回 | 平成 30 年 2 月 27 日 (火) (出席者 10 名) | 1. 平成 29 年度の活動報告について 2. 平成 30 年度食育サポートセンター・ あすなる隊活動計画(案)について 3. その他 |

VI 食育サポート事業協議会

1. 食育サポート事業協議会設置要項

(設置)

第 1 西九州大学、佐賀県及び佐賀県教育委員会における食育についての連携・協力協定書（以下「協定書」という。）第 3 条の規定に基づき、食育サポート事業協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 協議会は次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 西九州大学

- ア 健康栄養学部長（食育サポートセンター長）
- イ 事務局長
- ウ 健康栄養学科から選出された専任教員 3 名
- エ 健康栄養学科以外の学科から選出された専任教員各 1 名
- オ 学生代表 若干名
- カ 西九州大学学長が推薦する者 若干名

(2) 佐賀県及び佐賀県教育委員会

- ア 佐賀県県民環境部くらしの安全安心課長
- イ 佐賀県県民環境部こども未来課長
- ウ 佐賀県健康福祉本部健康増進課長
- エ 佐賀県農林水産部農政企画課長
- オ 佐賀県教育委員会事務局保健体育課長
- カ 佐賀県知事又は佐賀県教育長が推薦する者 若干名

(協議事項)

第 3 協定書第 2 条に掲げる連携・協力事項を協議する。

(会議)

第 4 協議会は、連携・協力を円滑に進めるため、毎年定例的に開催する。ただし、必要があると認めるときは、臨時に開催する。

2 協議会に会長を置き、健康栄養学部長（食育サポートセンター長）をもって充てる。

3 会長が事故あるときは、予め会長が指名した委員が会長の職務を代行する。

(委員以外の主席)

第 5 協議会が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第 6 協議会の事務は、西九州大学において処理する。

(補足)

第 7 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

この要項は、平成 18 年 10 月 27 日から実施する。

附則

この要項は、平成 21 年 7 月 27 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要項は、平成 25 年 7 月 9 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要項は、平成 26 年 7 月 9 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要項は、平成 28 年 7 月 27 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

2. 事業協議会議事録

| | 開催日 | 審議事項 |
|-------|---|---|
| 第 1 回 | 平成 29 年 7 月 25 日 (火) 出席者：県 4 名 大学 9 名 | 1. 連携・協力協定書について 2. 平成 28 年度取組の実績報告について (県・大学) ①県の報告 ②食育サポートセンターの報告 3. 平成 29 年度取組の計画について (県・大学) ①県の取組計画について ②県関係各課の取組について ③食育サポートセンターの取組計画 について ④平成 29 年度食育推進交流会の 開催について 4. その他 |

食育サポートセンター活動報告書

2018年3月発行

発行 西九州大学

〒842-8585

佐賀県神埼市神埼町尾崎 4490-9

TEL 0952-52-4191

FAX 0952-52-4194

印刷 大同印刷株式会社